

監査公表 第 7 号

地方自治法第199条第14項の規定により、筑後市長から監査の結果に基づく措置の内容の通知を受けたので、同項及び筑後市監査基準第21条第1項の規定により公表する。

令和6年8月26日

筑後市監査委員 木庭雄二

筑後市監査委員 川口裕二

定期監査の結果に基づく措置について

	改善を要する事項		措置の内容
企画調整課	支出事務について	<p>地方創生推進委員会については、11名の委員に委嘱書が交付され、委員に対し出席に係る日額報酬が支出されている。</p> <p>しかしながら、1名の委員出席報酬については、委員推薦を依頼した企業に対し手数料として支出されている。委員への出席報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則により規定されており、委員本人以外への支出は不適切である。</p>	<p>特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいた、適正な支出事務を行います。</p> <p>当該委員に対しては、次回以降の委員出席報酬について委員本人に支出することを説明しています。</p>